

手話が心と心をつなぐ 「掛川市手話言語の推進に関する条例」施行



ろう者の
社会参加の広まりに
期待します

掛川ろうあ部長
松本久夫さん（中央）

条例が可決された瞬間、「いつでも、どこでも、誰とでも通じ合えることができる社会」の実現に、一步踏み出せたことに大変感動しました。

ろう者は、音を聞いたことがあります。目や表情を見ながら、相手の話をすることを感じ取ってきました。文字では伝えきれない気持ちをすぐに伝えられる手話は、私たちの大切な言語です。これを機に、市民や事業主のみなさんにも、簡単な手話をいいので覚えていただければうれしいです。普段の会話で使う身振り・手振りと同じで、決して難しく考える必要はありません。

今後、自由に手話で話ができる環境が整うことで、ろう者の社会参加が広がることに期待しています。

みんなで・手話を・学びましょう



掛川ろうあ部のみなさん

■簡単な手話を学んでみたい方へ
全5回「地域手話講習会」
●夜の部
とき 7月26日、8月2日
とき 8月18日、8月25日、9月1日、8月15日の
とき 水曜日／午後1時30分～3時
ところ 大東支所3階ミーティングルーム
定員 10人

条例が可決された瞬間、「いつでも、どこでも、誰とでも通じ合えることができる社会」の実現に、一步踏み出せたことに大変感動しました。ろう者は、音を聞いたことがあります。目や表情を見ながら、相手の話をすることを感じ取ってきました。文字では伝えきれない気持ちをすぐに伝えられる手話は、私たちの大切な言語です。これを機に、市民や事業主のみなさんにも、簡単な手話をいいので覚えていただければうれしいです。普段の会話で使う身振り・手振りと同じで、決して難しく考える必要はありません。今後、自由に手話で話ができる環境が整うことで、ろう者の社会参加が広がることに期待しています。

サービスの充実と機運の醸成を図ります。

市民をはじめ、自治会や市

民団体、事業者のみなさんも、市が行う施策に協力するなどろう者や手話への理解を深めたり、意思疎通に努めたりすることが求められます。また、事業者はろう者の利用しやすいサービス、働きやすい環境づくりに努めることも大切です。ろう者自身も、手話通訳者の育成など市と協働し、手話への理解促進と普及に努めるなど、オール掛川で共生社会の実現を目指します。みなさんのご協力をお願ひいたします。

手話をもっと身近に／通訳者・要約筆記者を活用

●手話通訳者の派遣

市は一定の基準に基づき、手話通訳者を無償で派遣しています。通訳者は、厚生労働省認定の手話通訳士、または県認定の手話通訳者の資格をもつ方です。

●要約筆記者の派遣

聴覚障がい者全員が手話を使えるとは限りません。要約筆記とは、会議や集会などで発言内容を手書きやパソコンを利用して文字で伝えるもの。市は、手話通訳者と同様に要約筆記者の派遣も無償で行っています。



市手話奉仕員養成講座受講者
佐々木陽子さん(上内田)

「手話とは」「ろう者と

は」などをテーマに、あいさつや物の名前といった簡単な手話を学びます。

手話を習い始めたきっかけは、仕事中に手話を使っていたお客様との会話のキヤッピボールができなかったことです。筆談では、書いてある文字しか伝わりません。手話という自分の声の声で思いを伝え、相手の方と気持ちを共有したいと思いました。どんな人とも同じ条件で会話を楽しむためにも、手話を学んで自分のものにできたらと思います。



掛川市手話奉仕員養成講座を受講しているみなさん。胸の前で両手を上下に動かし「うれしい・楽しい」と話しています。

手話は大切な言語／3市が協調し普及促進へ

手話は音や声を聞くこと

とができないろう者が手話を日常生活中で使うことを通じて、ろう者の社会参加を保障し、だれもが個性を尊重し合う暮らしやすい社会の実現を目指しています。

このため、条例には「言語

はお互いの気持ちを伝え合い、知識を蓄え、文化を創造する上で欠かすことのできないもの。手話も視覚的に表現する言語である」と明記。大切にされました。

このため、条例には「言語はお互いの気持ちを伝え合い、知識を蓄え、文化を創造する上で欠かすことのできないもの。手話も視覚的に表現する言語である」と明記。日本語や英語などの音声言語などと同じ言語であると明らかにした上で、手話への理解促進と手話の普及を通じて、ろう者の社会参加を保障し、だれもが個性を尊重し合う暮らしやすい社会の実現を目指しています。

3市が歩調をそろえ

たとえば、市の責務はもちろん、市民、ろう者、事業者のそれぞれに役割を定めています。

責務と役割を明確化／全市民で共生社会の実現へ

条例では、市の責務はも

ちろん、市民、ろう者、事業者のそれぞれに役割を定めています。

市は、各種講座や手話通訳者の派遣充実、専任手話通訳者の配置、ろう者の社会参加を促進する取り組みを行って制定した背景には、これまで各市の障害福祉計画や障害者計画など、障がい者福祉分野で連携してきたほか、3市のろう者で「小笠ろうあ協会」を組織するなど密接につながり、活動を進めてきたことが挙げられます。このことからも、今後はスクールメリットを生かした意識啓発や効果的な取り組みが期待できます。

⑨ 福祉課
(☎21-1139)

東遠地域3市が手話言語条例を同時施行

今年3月、掛川市、菊川市、御前崎市で開かれた各市議会で、3市が足並みをそろえた形で手話言語条例を制定し、4月1日から施行しました。行政をはじめ、市民や事業者に手話への理解促進と手話の普及、また聴覚障がい者らが住みやすい環境づくりなどの責務・役割を明らかにし、手話を必要とする方がいつでも自由に使うことができる社会づくりを目指していきます。